

Title	墨銀考
Sub Title	
Author	田中, 萃一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1915
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.9, No.11 (1915. 11) ,p.1205(1)- 1218(14)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19151101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



株式會社 **村井貯蓄銀行**

日本橋區元四日市町九番地
電話本局 自五〇二〇番 至五〇二四番

大傳馬町支店 電話混花 一〇三番

神田區錦町二丁目 電話本局 四七六番

澁谷町宮益坂下 電話芝 三二三番

小石川區關口水道町 電話番町 六六七番

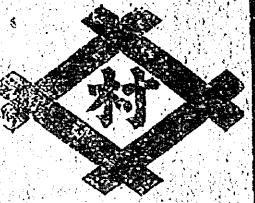
大坂市東區備後町 電話本局 二五八番

四丁目三十七番地 電話中 三三四番

京都市四條通富小路角 電話下 六九七番

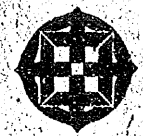
京都市五條橋東貳丁目 電話下 七九八番

京都市下京區西洞院西入 電話下 七九八番



合名會社 **村井銀行**

當會社ニハ株主ナルモノナシ會社ハ保
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ保
險契約者ニ配當ス



千代田生命保險 相互會社

東京市京橋區桶町十八番地
電話京橋 三三番三三番一三五六番

社長 門野幾之進

專務取締役 北川禮彌

取締役 牛場卓藏

監查役 岩本述太郎

監查役 麻生義一郎

三田學會雜誌 第九卷 第十一號

論 說

墨 銀 考

田 中 萃 一 郎

松方侯が對外貿易の關係上明治三十年に金貨本位制度を採用したと同一の理由から大隈秀吉は大判小判の金貨を始として銀貨をも鑄造したのであるとは、マドック氏の説明であるが、氏は更に松方侯が金貨本位採用の際銀貨の處分に苦心されたと同じく、大隈秀吉は當時從來日本の通貨として行れて居つた銅錢の處

分に頭を悩ましたことを説きこの難問解決の一策として京都の大佛を鑄造したのであると云ふデニング氏の説を掲げて居る。英文『日本史』第二卷三六八頁參看大佛の鑄造されたのは天正十六年即ち西紀一五八八年のことであるが徳川幕府が鎖國の政略を勵行することゝなつてから寛文二年即ち西紀一六六二年の震災にこの大佛は破損して間もなく鎔解されて文錢となつて再び民間の通用錢となつたことは極めて興味あることである。それは兎に角大閣秀吉の當時に日本に來て貿易をした遠西人は天川又はマニラを根據として居つた西班牙人又は葡萄牙人で而して葡萄牙は西紀一五八〇年から六十年間西班牙に併合されて居つたから第十六世紀の西班牙の通貨に就てその如何に銅錢通用時代の日本と相違して居つたかを一言するも必ずしも無用のことであるまい。實にチャルマース氏が『英國植民地通貨史』のうちに説いて居るが如く『銀の弗貨幣の最も古き西班牙式の方は西班牙の比律賓貿易に關聯して一五七一年以來廣東寧波厦門等の支那商港に知られて居つた。一五九六年のリンズホーテンの航海記事には臥亞には又葡萄牙から將來する八リアル銀貨 *Reales of eight* (即ち弗銀貨) があつて *Paradas de Reales*

と稱し新渡の際は葡萄牙の四百三十六文 *Reyes* に當るが後に兩替の際には騰貴する是れ支那に旅行する人々が是を望む爲であると記して居る。隨てマニラの西班牙人と臥亞並にマラッカの葡萄牙人とは三百年前に既に支那人に弗銀貨を知らしめたのである。八リアル銀貨の即ち弗銀貨であることは下文に説明する積であるが先づこの八リアル銀貨の何であるかを明にせねばならぬ。

カスチリアのイサベラとアラゴンのフェルナンドとの結婚は半島の兩大國を統一せしむるの機會を與へた上に西紀一四九二年には伊太利人コロンは亞米利加の新世界を發見する半島に於ける回教徒最後の根據地たるグラナダは克復さるゝと云ふ重ねの幸運で當時諸般の制度を改革したフェルナンドとイサベラとは遂に貨幣制度をも一新したのであつた。即ち兩王は西紀一四九七年の六月十三日にメヂナ・デル・カムポの都城に於て詔勅を發し従來の貨幣制度を全廢して新制度を施行した。是れ實に近世西班牙古泉史上の新紀元であつた。アンジユル、セリユール兩氏の『近世古泉學提要』に據るにこの西紀一四九七年の詔勅に基て鑄造された貨幣は下の七種であつた。

- 一、グラナダ金貨 十一リアル一マラヴェヂに當る。
- 二、グラナダ小金貨 五リアル一ブランカ半に當る。
- 三、リアル銀貨 三十四マラヴェヂに當る。
- 四、半リアル銀貨。
- 五、四分のリアル銀貨。
- 六、八分のリアル銀貨。
- 七、銀銅合金のブランカ貨幣。

フェルナンド・イサベラ兩王は此外更に二マラヴェヂ並に四マラヴェヂの銅貨をも鑄造したが、金貨銅貨は之を措き、銀貨の單位と目す可きリアル貨幣の製作に就て一言せんに面の周圍には FERNANDVS : ET : ELISABETH とありて中には王冠の下にカスチリア・レオン・アラゴン・シチリア・グラナダの紋章を現はし、背の周圍には + REX : ET : REGINA . CAST . LEGIO . ARAGO とありて中に國王を表せる輓と王妃を示せる矢の束とを刻して居る。この五箇國の紋章を合して成れるものは即ち西紀第十六世紀の初に於ける西班牙王國の紋章で、之を四區に分ち、第一區と

第四區とは其構成を一にしその第一第四兩區に於て紅地に三箇の塔を具へた銀色の城塞を現はし、城門に於て碧空色を點出せるものはカスチリアで、第二第三兩區に於て銀地に金冠を戴ける紅獅を現はせるものはレオンで、更に第二區と第三區とに於ては左側は金地に紅色の四條の縦線を劃せるものはアラゴンで、右側に斜に十字を劃して上下の二區に紅色の四縦線を金地の上に現し、左右に銀地に黒色の鷲を現はせるはシチリアで、楯の尖端に於て銀地に綠色の葉を具へた紅色の安石榴 (grenade) を現せるはグラナダである。このリアル銀貨はハイスの『西班牙基督教國古泉大全』には其量を三百十サンチグラムと記してある。上記のチャルマース氏の著書附録にはこのリアル銀貨はペドロ烈王が西紀一三六九年以前に鑄造したものと其制を等しくして居るとある。但しこのリアル銀貨がフェルナンド・イサベラ兩王の時から銀貨の單位となつたことは争はれぬ。而して同じ附録にはリアルの銀貨 piece of eight reals も兩王の時に初めて鑄造されたと見ゆる。但しその年代は遺憾ながら不分明である。

アンヂェル・セリニール兩氏の著書に據ればガルロス第一世は先代の貨幣制度

を踏襲して容易に之を改正するの意志がなかつたが、金貨の流出が甚しいので漸く西紀一五三七年になつて議會の請願を容れて金銀貨を改鑄した。金貨はコロナ金貨と稱して三百五十マラヴヰヂに當ることゝしたが、但し銀貨は一リアル、半リアル、二リアル、四リアル等の數種を鑄造したのみでその質も量も別に變更は加へなからぬ。但しその様式には多少の修正を加へた、即ち下文に記す新世界鑄造の一リアル銀貨を見るに、量に於ては三百三十五サンチグラムで毫も減じては居らぬが從來のよりも肉厚くして小形である。面には周圍に CAROLVS ET IOHANA REGES と記し中の紋章は王冠の下に之を四區に分てるは從來の分と同一なれど、第一第四の兩區にカスチリアを第二第三の兩區にレオンを而して下の尖端にグラナダを現はせるのみである。而して背には周圍に HISPANIARVM • ET • INDIARVM と記し中には波の上に冠を頂ける二本の柱を屹立せしめその柱を夾んで PLVS VL と記してある、二本の柱は所謂ヘルキュレスの柱で希臘の神話に往古ジブラルタルにカルペ、スータにアピラと呼ぶ二本の柱が屹立して居つたが、ヘルキュレスがガデスを攻めんとて二本とも粉碎して了つたと傳へられてるのである、而して

PLVS VL とは即ち PLVS VLTIMA 更に遠く』の意でコロンの新世界の發見遠くヘルキュレスの偉業を凌駕せることを示したのである。蓋し是より先西紀一五三五年五月十一日附の詔勅を以てカルロス第一世は母后ジョアンナと共に墨是哥に造幣局を設け、八リアル、四リアル、三リアル、二リアル、一リアル、半リアル、四分の一リアル等の銀貨を鑄造せしめた。八リアルは此の時に初めて鑄造されたものではあるまいか。墨是哥で鑄造されたものはすべて M と刻してある。其後西紀一五四二年には米國の西班牙領土を兩分して墨是哥とリマとを首府としたが、同四五年には南米のポトシの銀鑛が發見された。但し同處に造幣局の設置されたのはズット降つて西紀一六五〇年のことである。西紀一五七〇年五月十日の詔勅は墨是哥に於て鑄造せる銀貨もすべて本國の分と同一の様式に依らしめたが、ホーゼ・カバレロはヘルキュレスの柱の波の上に立てるものはすべて印度地方即ち米大陸で鑄造されたものだと云ふてゐる。實にフェリペ三世はリマに、カルロス第二世はボゴタに、フェリペ第五世はガテマラに造幣局を設置したのであつた。

右の如く墨是哥で銀貨の初めて鑄造されたのが西紀一五三五年即ち天文四年

で而して西班牙人の比律賓列島のマニラを占領したのが西紀一五七一年即ち元龜二年であつたとしたならば、大閣秀吉を刺戟して貨幣制度を考究せしめた西班牙の通貨も、將た又支那商港の取引に利用せられた銀貨も、墨銀が多かつたことであらふ。それはそれとして余輩は、も少し西班牙通貨の變遷を辿つて見度い。西紀一六四二年十二月二十三日の詔勅でフェリーペ三世は銀貨の成分に變更を加へたので、新リアル銀貨の十個で舊銀貨の八個に相當することゝなつた。第十八世紀の初年には八リアル銀貨にセグイリア、墨是哥、ピラー、ペルーの四種があつたがフェリーペ第五世の時西紀一七二八年に様式の上に改革が試みられた。この時の詔勅に従て同三二年から鑄造されたものは面に王冠を戴ける紋章を現はし背にはヘルキュレスの柱の間の波の上、王冠の下に兩半球を並べ周圍に鑄造の年と VTRAQUE VNVM (共に一の義の拉丁字とを記してある。是は即ち西班牙の古泉家の Columnario 又は mundos y naves と稱するもので、カルロス三世の時代まで鑄造せられた。フェリーペ第五世は佛國のルイ第十四世の孫なので、その即位以來ブルボン家の紋章が西班牙の貨幣に現はるゝことゝなつた。カルロス三世(西紀一七

五九年—一八七年)の治世中西紀一七七二年には又、改鑄が行はれて當時の本位が西紀一八四八年まで行はれ、更にこの八リアル銀貨の系統を引いてる墨是哥弗の制度は後世まで傳はつたが、新興の北米合衆國が西紀一七八五年に初めて銀貨を鑄造した時も亦西班牙の八リアル銀貨を踏襲したのである。Dollar とは當時この八リアル銀貨の俗稱として用ゐられた言葉で、元來西紀一五一六年にベーメンのヨアヒムスタールに銀鑛發見せられ、一年を隔て、同一八年から鑛山主シュリッツ伯が鑄造した銀貨をヨアヒムスタールと云ふたのが根元で、獨逸帝國統一前には今日の三マークに當るターレル銀貨が通用して居つた。而して西紀一七四五年發行のツエドラーの Universal Lexicon に従へば西班牙の八リアル銀貨を通俗にドルラーと云ふたのもターレルの轉訛である。更にこの西紀一七七二年以後の西班牙の銅貨銀貨には初めて國王の肖像を現はすことゝなつた。即ち面には國王の肖像の周圍に國王の御名並に神祐の意味を示せる拉丁字並に鑄造の年を記し、背にはヘルキュレスの兩柱の間に王冠を戴ける紋章を記してある。故にこのカルロス三世の時からカルロス第四世(西紀一七八八年—一八〇八年)の二代の間に鑄造

したハリアル銀貨を Carolus Dollar とも Pillar Dollar とも稱するのである。

このカルロス弗が今日もなほ支那人の間に信用篤きことは『大英百科全書』第十一版の支那の條に『内地殊に茶の産地では殊に今なほ流通し、斯業者之を好み、而して供給限あるが爲め實價以上の打歩附にて取引せらる』とある如くである。上述のチャルマース氏の著書は西紀一八九三年の發行に係れるものなるが、そのうちに『今日もなほ馬來半島地方では墨是哥弗未だ行はれず、柱弗は市場を支配して、るパタニ地方の如き土人はピラー・ダラーでなければ受取らぬ』と云ふて、茲に墨是哥弗と云ふのは西紀一八二〇年代に墨是哥が西班牙王國を離れて獨立共和國となつてから鑄造した銀貨である。西紀一八四二年に香港が英領となつた頃支那人は漸くフェルナンド第七世の西班牙銀貨を信用して受取るやうにはなつたものゝ、カルロス弗の方が之に對して四分以上一割五分迄の打歩附となり墨是哥その他南米諸國の銀貨は西班牙銀貨に對して三分乃至七分の割引を免れなんだ。それが爲めに西紀一八五四年には廣東に於て又福建に於て蘇州に於てカルロス弗の模造を試むるに至つた。併し同年香港貿易監督サー・ジョン・ポーリングの外相クラ

ーレンドン伯に報告せる處に依るに、原品は一割八分の打歩附であつたのに模造品は僅に一割の打歩附に過ぎず、約半年の後には三割の割引を要することになつて模造の計劃は全く失敗に歸した。併しカルロス弗は勿論西班牙弗の供給には制限あり而して貿易の膨脹は莫大なので、香港の殖民地では遂に西紀一八五三年即ち我が嘉永六年頃から墨是哥弗を以て標準貨幣とすることになつた。

西紀一八六一年にペルー弗下落し、西班牙弗は益々缺乏したので、香港知事サー・ハーキエリース・ロビンソンは關係官廳と交渉を遂げて香港の貨幣制度を確定し、且補助貨幣を採用せんとした。かくて西紀一八六三年一月九日の樞密院令に依れる詔勅で現行の通貨に關する布告を全廢し、『墨是哥弗並に之と同一價格の銀貨の』時々公認されたるものを唯一の法定通貨とした。且又倫敦の造幣局に於て(第一)百分の一並に千分の一の銅貨(第二)百分の一を數倍せる銀貨を鑄造することに就て規定を設けた。この詔勅は西紀一八六三年五月二日 Hongkong Gazette 誌上に公表せられ、西紀一八六四年二月十六日より施行す可しと定められた。次で西紀一八六四年の政廳令第一號として公布され、而して補助貨幣は詔勅を以て銀貨は二弗銅貨

は一弗を以て法定の通用制限と定めた。かくて香港は全く英國の通貨制度から公然除外さるゝことゝなつたのである。次で同年の政廳令第二號で香港に造幣局を設置することゝなり七萬千五百弗で機械を購ひ西紀一八六六年五月七日に開業した。この香港の造幣局で鑄造した銀貨はすべて墨是哥弗に倣ふたものであつたが支那人は一分の割引をせねば受取らなつたので二年の後に遂に閉鎖した。併し閉鎖の頃から支那人は之に慣れて好んで割引せず受取るやうになつたと云ふ。大英博物館の古泉部に所藏せるものゝうち香港一圓、香港半圓、香港二毫(二十仙)香港五仙、香港一千とあるは何れも一八六六とあれば思ふに香港にて鑄造せるものならん。但し香港一毫、香港一仙の二種は一八六二とあり、香港一文は一八六三とあれば何れも倫敦にて鑄造せしものと思はる。又西紀一八七四年出版「英國造幣局所藏貨幣目錄」に香港一圓一八六四種錢とあるも勿論同局の鑄造に係るものと見る可きである。

この香港造幣局の機械は如何に處分されたかと云ふに、日本政府が之を買取つて大阪造幣局の創立となつたのである。而して日本では香港政廳が墨是哥弗に基

いて制定した貨幣制度に多少の潤色を加へて明治三年から金銀銅の三貨を鑄造することになつた。但し弗を圓と稱したのは全く香港政廳の試みに倣つたので兩を單位となして之を分朱に細分した從來の制度に代へて、圓を單位とし之を百分せるものを錢、錢を十分せるものを厘と定めた。香港では十錢を一毫、一錢を一仙、一厘を一文又は一千と稱して居つたが、日本では單位の圓と十進法とを採用した。次であつた。安政萬延の當時には鷲後光の模様にて目方七匁以上のものに銀座にて極印を打ち之を三分に通用しやうとして失敗したことがあつた。是は徳川幕府の末路を象徴する失政と見て然る可しである。この銀座極印附西洋銀錢を通俗ドロ銀と唱へたこのことである。この語は『外來語辭典』にも出て居らぬが巧く名附けたものである。このドロ銀使用の拙策に比すれば明治新政府の貨幣制度制定は遙かに見上げたものである。併し圓なる單位の名稱は全く香港の英人に倣ふたのであつた。その他墨是哥弗の系統を引いてるものには米國政府が東洋貿易に資する爲西紀一八七三年四月一日から鑄造して同七八年六月三十日に停止した貿易銀 trade dollars 西紀一八七九年から佛領印度支那に發行された貿易用ピアストル銀

貨更に支那の新銀貨等何れも日本の圓銀と同じく墨是哥弗の系統を引いたものであつた。金貨本位採用以前の日本の通貨に就て的確なる知識を得んとするには墨銀に就て研究するの必要がある。

英國捕獲審檢所に於ける獨船智利號事件の檢定(下)

板倉卓造

七

斯の如くにして、英國は遂に海牙條約第六號開戰の際に於ける敵の商船取扱に關する條約第一條の規定を中止し、開戰の際英國港灣内に發見せられたる一切の獨逸商船に對し、猶豫期間の取扱を與へざるに決定したり。英國が此決定を爲したるは、獨逸が英國商船に對し、猶豫期間の取扱を拒絶したるが爲め、之に對する報復として、此手段に出でたるものなりや否やは、甚だ疑はしと云はざる可からず。如何となれば前掲の諸電報を綜合して考ふるも、獨逸が之を拒絶したるの事實毫も明かならざればなり。英國は其自ら任意に定めたる八月七日の夜半までに、獨逸の英船取扱に關する確報を得ざりしが爲めに、勝手に獨船の取扱を決したるものなる